

スピード競技開催規定
細則：ドラッグレース競技開催要項

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のドラッグレース競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。</p> <p>なお、国際競技については、F I A国際モータースポーツ競技規則付則ドラッグレース競技規則が適用される。</p> <p>1. ～ 3. 【略】</p> <p>4. コース公認申請者の同意： オーガナイザーは、J A Fにカレンダーを登録申請する時に、公認コースのコース許可証取得者の同意を必要とする（カレンダー登録申請書<u>の</u>レース開催日に関する同意欄を使用すること）。</p> <p>5. ～ 2 0. 【略】</p> <p>2 1. 施行：<u>2 0 2 5年4月1日</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のドラッグレース競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。</p> <p>なお、国際競技については、F I A国際モータースポーツ競技規則付則ドラッグレース競技規則が適用される。</p> <p>1. ～ 3. 【略】</p> <p>4. コース公認申請者の同意： オーガナイザーは、J A Fにカレンダーを登録申請する時に、公認コースのコース許可証取得者の同意を必要とする（カレンダー登録申請<u>の際の、「</u>レース開催日に関する同意書」を使用すること）。</p> <p>5. ～ 2 0. 【略】</p> <p>2 1. 施行：<u>2 0 1 7年7月1日</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>